

## 長浜市地籍調査作業規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 6 条の 4 第 2 項の規定に基づき、地籍調査の作業について必要な事項を定めるものとする。

### (準用)

第 2 条 地籍調査の作業に当たっては、国土調査法第 3 条第 2 項の規定に基づき定められた地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)を準用する。